

岐阜県厚生農業協同組合連合会「一般事業主行動計画」

本会は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子供の健全な育成を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備の取り組みとして以下のとおり一般事業主行動計画を策定し実施します。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 策定指針 雇用環境の整備に関する事項
 - (1) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
3. 内 容 所定外労働の削減のための措置の実施
 - ① 所定外労働の削減に努めます。
 - ・職員は、日頃から自分の時間外勤務時間を認識し、時間外勤務を縮減するよう業務の効率化を意識すること。
 - ・職員は、原則「時間外業務申請書」により事前承認のもと時間外業務を行うようにし、所属長は、「時間外管理表」を作成し、時間外勤務時間の推移を把握する。
 - ② 過重労働による健康障害防止対策を推進します。
 - ・長時間にわたる時間外勤務は疲労を蓄積させ健康障害のリスクも高くなることから、過重労働者の健康障害防止対策を推進します。
4. 対 応 総務通達 117 に定める職員の健康障害防止に係る取扱要領
5. 対 策 各事業所における会議等を通じ職員に通知する。
勤怠管理システム（IC タイムレコーダー）により、職員の出退勤を管理し、また「時間外管理表」を作成し時間外勤務時間の推移を把握する。

以上